



2026年3月13日

各 位

会 社 名 株式会社網屋
 代表者名 代表取締役社長 石田 晃太
 (コード：4258、東証グロース)
 問合せ先 経営企画部長 宮田 昌紀
 (TEL. 03 - 6822 - 9999)

**自己株式を活用した第三者割当による
 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）及び
 第3回新株予約権（固定行使価額型）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

2026年2月12日開催の当社取締役会及び2026年2月20日付の当社取締役会において決議いたしました、シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第3回新株予約権（固定行使価額型）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関し、本日払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、2026年2月12日付当社プレスリリース「自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）及び第3回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」及び2026年2月20日付当社プレスリリース「自己株式を活用した第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（固定転換価額型）及び第3回新株予約権（固定行使価額型）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2026年3月13日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金37,500,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	464,972株（新株予約権1個につき11,624株） 本新株予約権付社債の全部が、下記「(6) 転換価額」に記載される当初転換価額で転換されたと仮定した場合の潜在株式数です。 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。 本新株予約権付社債の転換に際して交付する株式に関して、原則として自己株式を充当する予定です（自己株式数が交付する当社普通株式数に不足することが見込まれる場合には、必要な手続を経た上で、事前の自己株式の追加取得又は新株式の発行等により必要株式数の確保を図る可能性があります）。
(5) 調達資金の額	1,500,000,000円
(6) 転換価額	1株当たり3,226円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号

(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2030年12月30日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、割当先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められております。</p> <p>また、本第三者割当契約において、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められております。</p> <p>さらに、本第三者割当契約において、割当先は、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(へ)に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、本第三者割当契約に規定する改善計画が同項に従い提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合には、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(へ)に規定する繰上償還を請求することができる旨が定められております。</p>

2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2026年3月13日
(2) 発行新株予約権数	3,200個
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり2,767円
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>320,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって上限行使価額及び下限行使価額はありません。 本新株予約権の行使に際して交付する株式に関して、原則として自己株式を充当する予定です（自己株式数が交付する当社普通株式数に不足することが見込まれる場合には、必要な手続を経た上で、事前の自己株式の追加取得又は新株式の発行等により必要株式数の確保を図る可能性があります）。</p>
(5) 調達資金の額	1,041,174,400円（注）
(6) 行使価額	3,226円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号
(9) その他	<p>本第三者割当契約において、割当先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、割当先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められております。</p> <p>具体的には、当社が発行する株式について、①本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(イ)に定義する組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合において、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(イ)に定義する承継会社等の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、②本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ロ)に定義する公開買付けがなされた場合、③本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ハ)に定義する上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合若しくは東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、④本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ニ)に定義する支配権変動事由が生じた場合、⑤</p>

	<p>本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ホ)に定義するスクイーズアウト事由が生じた場合、又は⑥本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(へ)に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、本第三者割当契約に規定する改善計画が同項に従い提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合をいいます。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上